

(案)

令和7年度

三宮駅周辺案内サイン計画検討業務

公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年10月

神戸市

I 業務概要

1. 背景と目的

神戸市では、目指すべき都心の将来像として、平成 27 年 9 月に「神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]」及び「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定し、平成 30 年 9 月には、官民共通の具体的な目標像として、「神戸三宮「えきまち空間」基本計画」を策定した。令和 9 年度には、雲井通 5 丁目再開発ビル及びその周辺デッキが完成予定となっており、令和 11 年度には(仮称)JR 三ノ宮新駅ビル及びその周辺デッキが完成予定となっていることから、今後、三宮駅周辺の人の流れが大きく変化していく。

また、各鉄道が集まる三宮駅は、神戸空港国際化により増加する訪日客や市民、国内の来街者など多様な方々が利用する交通結節点であることから各駅や公共施設等への経路を示す案内サインは、適切に歩行者を誘導する上で必要不可欠なものである。

本業務では、6つの駅（JR 三ノ宮駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、ポートライナー三宮駅）や新たなバスターミナル、その他公共施設等への移動において、神戸に初めて訪れた人にとってもわかりやすく、適切かつ合理的に行われることを目的に、三宮駅周辺案内サイン共通仕様書の作成、既存サインの見直し、新設サインの設置などの検討を行う。

2. 業務名

三宮駅周辺案内サイン計画検討業務

3. 業務内容

別添「三宮駅周辺案内サイン計画検討業務特記仕様書」による。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで。但し、予算繰越決議の上は令和 8 年 11 月 30 日まで。

5. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

6. 選定方法

三宮駅周辺案内サイン計画検討業務事業者選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

選定された提案者には通知書を発送し、選定されなかった者にはその旨を記載した書面を発送する。

7. 提案上限額

15,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

Ⅱ 応募要領

1. 参加企業の全体構成

(1) 参加企業の定義

神戸市の求める事業を遂行することができる能力、資力、信用及び実績を有する単独の企業もしくは、それらを有する複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 共同企業体の参加における条件

- ①参加企業が共同企業体の場合は、参加意向表明書に関する提出書類の提出時に構成企業について明らかにすることとする。
- ②構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、神戸市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。
- ③構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ④代表企業及び共同企業体の代表者は、参加手続きや契約協議等、神戸市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- ⑤構成企業は、他の共同企業体の構成企業にはなることができないものとする。ただし、契約締結後に他の共同企業体の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、神戸市の承諾を得るものとする。

2. 参加資格要件

参加企業（共同企業体の場合は全ての構成企業）は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 参加資格要件

- ①代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- ③本市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- ⑤神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている団体でないこと。
- ⑥別紙特記仕様書の趣旨を理解し、本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行う能力を有していること。

3. 参加資格の審査

- (1) 本プロポーザルへ参加を表明しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出しなければならない。
 - ・参加意向表明書【様式 1-1】
 - ・公募型プロポーザル参加資格確認書【様式 1-2】
 - ・共同企業体認定申請書【様式 4-1】（※共同企業体の場合のみ）
- (2) 提出期限までに参加意向表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、本プロポーザルに参加することができない。

4. 提案の手続き等

(1) 担当部局

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号(三宮ビル東館6階)

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：高倉、人形寺

TEL 078-984-0243(直通) FAX 078-222-1605

E-MAIL toshin-kikaku@city.kobe.lg.jp

(2) 事業者選定までのスケジュール

①全体スケジュール ※スケジュールについては変更の可能性あり

内容	期日等
実施要領等の交付	令和7年10月9日(木)～
質問書の受付	令和7年10月9日(木)～令和7年10月23日(木)
質問書への回答	令和7年10月30日(木)
参加意向表明書の受付	令和7年10月9日(木)～令和7年11月5日(水)
提案書類の受付	令和7年11月21日(金)
選定委員会開催日	令和7年12月中旬頃(予定)
選定結果の通知・契約の締結	令和7年12月下旬頃(予定)

②仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和7年10月9日(木)～令和7年11月6日(木)

ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。

交付場所：(1)に同じ

本市のホームページよりダウンロード可

https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/toshin/annaisain_bosyuu.html

③資料の提供

過年度の関係資料が必要な場合には次の書類の提出により提供する。

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 資料借用申請兼誓約書【様式1-3】

提出方法：電子メールによる

④質問受付、回答期間

受付期間：令和7年10月9日(木)～令和7年10月23日(木) 15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 質問回答書【様式5】(ワード形式)

提出方法：電子メールによる

回答：令和7年10月30日(木)

回答方法：参加者全員に対してメールで回答、本市ホームページで公表

⑤参加意向表明書の受付

提出期限：令和7年10月9日（木）～令和7年11月5日（水）15時まで

提出場所：（1）に同じ

提出書類：ア 参加意向表明書【様式1-1】

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書【様式1-2】

ウ 共同企業体認定申請書【様式4-1】（※共同企業体の場合のみ）

提出方法：電子メールによる

⑥提案書類の提出

提出期限：令和7年11月21日（金）17時まで

提出場所：（1）に同じ

提出書類：ア 企画提案書表紙【様式2】

イ 業務経歴（会社概要）【様式3-1、パンフレット等でも可】

複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、全事業者の事務所概要を添付すること。

ウ 担当者の業務実績（同種・類似業務の実績等）【様式3-2】

エ 企画提案書（本要領及び特記仕様書に基づくもの）

企画提案書には下記を含むものとする

・業務実施方針【任意様式】

次の4つのテーマに沿って考え方をまとめること。

① 三宮駅周辺の特徴を踏まえた案内サインの課題の抽出

② 分かりやすくデザイン性の高い案内サインシステム構築の方向性の提案

③ 案内サイン共通仕様書策定に向けた作業プロセス

④ サインの維持管理、更新を効率的に行うための提案

※本要領及び仕様書に基づき、具体的に提案すること。

※A3サイズ、カラー・モノクロ指定なし、①～④のテーマごとに最低1ページ、合計8ページ以内とする。

※文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

※必要に応じて、文章を補足するための概念図、構成図、平面図等、イラスト、他事例写真等は可とする。

なお、条件に適合しないと判断した場合は、評価の引き下げや失格となる。

（参考）国土交通省大臣官房営繕部 技術提案における視覚的表現の取り扱いについて

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001583743.pdf>

・工程計画【様式3-3】

・業務実施体制（配置担当者の業務内容等）【様式3-4】

オ 見積書・積算根拠【任意様式】

カ 共同企業体協定書【様式4-2】（※共同企業体の場合のみ）

キ 辞退届1部別紙【様式6】（※辞退する場合）

提出方法：持参、郵送による。郵送の場合は一般書留及び簡易書留に限り、期日までの消印有効とする。

提出部数：【提案を行う場合】ア＋エ、ウ：正本1部、副本7部

イ、オ（、カ）：1部

※副本に附する企画提案書表紙については、【応募者】以下を空欄とすること。

※副本については提案者の社名及び社章等の社名を連想させる図面並びに技術者の氏名を記載しないこと。

【辞退する場合】キ：1部

⑦選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

開催日：令和7年12月中旬頃（予定）

日時及び場所については、別途通知する。

⑧選定に関する事項

（1）選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
企画提案 (60点)	三宮駅周辺の特徴を踏まえた案内サインの課題の抽出	15
	分かりやすくデザイン性の高い案内サインシステム構築の方向性の提案	20
	案内サイン共通仕様書策定に向けた作業プロセス	15
	サインの維持管理、更新を効率的に行うための提案	10
独自提案 (5点)	提案に特に優れた点、又は仕様書に付加すべき点があるか。	5
業務遂行力・実績 (20点)	業務のスケジュールは実現可能なものになっているか。	10
	同種業務の実績があり、担当者の人員配置や業務実績を含め、事業実施のために十分な体制が構築されているか。	10
価格 (5点)	提案上限額を下回り、業務遂行が十分可能な金額となっているか。	5
地元企業 (10点)	地元企業（市内に本店を有する企業）もしくは準地元企業（支店等が市内にある企業）が構成企業に含まれているか。	10
合計		100

（2）選定方法

- ・本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね5社とする。
- ・書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知した上で、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ・プレゼンテーションの資料については、企画提案書を基にすること。提出した提案書から新たな提案を追加作成することは認めない。
- ・選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行い、各選定委員の評価点数の合計点により順位

を決定する。

- ・評価を行った結果同点となった場合、企画提案（①～③）の合計得点が高い者を上位とする。
- ・最も評価が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が 50 点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する考え方や実施体制等に関する提案書の提出を受け、当該業務に適した者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではない。そのため、委託先に決定した場合でも、必ずしも「提案書」の提案内容に沿った計画が行われるものではない。

⑨失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑩選定結果

- ・選定結果は、令和 7 年 12 月下旬頃に全ての提案者に書面で通知し、また、選定された候補者の採点結果は本市ホームページに掲載する。

⑪契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・選定された候補者が辞退、その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうち、選定委員会の結果における上位の者から順に契約に向けての協議を行うものとする。

5. その他

（１）提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本プロポーザルへの参加は無効とする。
- ・提案者が 1 者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場

合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：高倉、人形寺

TEL 078-984-0243（直通）

FAX 078-222-1605

E-MAIL toshin-kikaku@city.kobe.lg.jp